

質 問

方式導入!

「一問一答」方式導入

奥州市議会基本条例が、11月1日から施行されました。市民の皆さんに理解される議会をめざし、「二問一答方式」の導入や「市民懇談会」の開催、議員間の「自由討議」の制度導入、市長が論点の整理をするため、議員に対し発言（質問）ができるようになりました。従来、一般質問では、議員が複数の事項について一括質問した後、



12月定例会のあらまし

平成21年第4回定例会は、11月27日から12月16日まで開催され、報告1件、諮問1件、議案23件が提案されました。初日は、提案理由の説明と人権擁護委員の推薦1件、条例の一部改正1件が即決され、12月1日から7日まで是一般質問に23人が登壇し、市長、教育委員長等の考えを質しました。そして、8日から議案審議に入り、条例制定1件、条例廃止1件、追加議案を含む議案10件、平成21年度補正予算10件がそれぞれ原案議決され、最終日には各特別委員長より調査活動報告がなされました。常任委員会に付託されました請願2件、陳情1件が採択、2件が継続審査となり、採択されたもののうち2件が意見書として関係機関に送付されました。

市長から一括答弁をもらい、再質問する方法がとられてきました。それが12月定例会からは、ひとつの項目が終了してから次の項目に移る「一問一答」方式になりました。

最初は、慣れない進行に多少の緊張も見られましたが、一般質問に入ると、聞いていても、項目が錯綜しないので、聞きやすく、話しやすかったようです。また、市民の皆さんからもとても良かったと話をいただきました。

条例の一部改正

奥州市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の例により、給与月額

等を減額改定し、所有する自宅に係る住宅手当を廃止するため、改正するものです。

奥州市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、当該年度の政務調査費を一括交付することにより、議員の市政に関する調査、研究等の充実を図るため、改正するものです。

国土利用奥州市計画策定についてQ&A

質問 農地の耕作放棄地の、山手側の農地を山に戻すことの方策について伺います。

市長 基本的には、農地は農地として活用する方向で耕作放棄地の解消に向けて努力してまいります。